

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣男

被告 松崎 参

準備書面 (19)

平成29年7月18日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎

同

小田川 綾音

同

高井 信也

同

中島 広

同

永里 桂太郎

同

細川 月

同

本田 麻奈弥

同

渡邊 彰

原告訴訟復代理人弁護士

石原 敏

本書面では、原告が板橋区に対して、懲戒処分の取り消しを求めた別件訴訟が原告の主張・請求をほぼ全面的に認めた和解により終了していることを踏まえ、被告の被告が、摘示事実が真実ではないことについて明らかにする。

第1 全面的に原告の主張が認められたこと

既述のとおり、原告は、平成26年3月28日付懲戒免職処分（以下、「本件懲戒処分」）の取り消しを求めて別件訴訟（御庁・平成26年（行ウ）第256号 懲戒処分取消等請求事件、以下「別件訴訟」という。）を提起していたものであるが、先般、本件懲戒処分の取消に加え、退職金の満額支給、さらに解決金の支払い（なお、原告が板橋区に対して残業代の支払いを求めた別の訴訟（御庁・平成26年（行ウ）第274号 未払残業代請求事件）では、板橋区は当該別件訴訟の和解とは別途解決金を支払う内容の和解が成立している。）という、原告の求める内容をほとんど全面的に認める和解勧告がなされ（甲193「和解勧告」）、被告である板橋区もこれに応じて和解が成立している（甲194「和解調書」）。

行政庁の懲戒処分の判断には一定の裁量が認められるとされており、行政庁による懲戒処分が裁判で違法として取り消しの対象となることは極めて例外的で、懲戒処分が事実に基づかない場合等に限られるとされているところ、上記のとおり、原告は、当該別件訴訟において、本件懲戒処分の理由とされた非違行為を徹底的に争い、また本件懲戒処分に至る原告個人を標的として攻撃する異常な経緯や手続違反等を主張したものであり、裁量権のある板橋区の処分を取り消すこと等を内容とするこの異例の和解勧告は、原告にとって実質的には全面的な勝訴であり、裁判所は、事実上、原告の主張を認める一方で板橋区の主張を排斥したもので、本件懲戒処分が事実の基礎を欠くことが明らかになったことに他ならない（甲195「記者会見資料」）。

なお、和解条項第6項において、原告が非違行為について一部認めたのは、書類作成にあたり上司の了解を経てはいたものの、区の正式な手続に則った決裁を経ていなかったという事務処理上の手続的な瑕疵を受容したにすぎない。全面的に非違行為が認められるのであれば、処分取消の和解勧告がなされるはずがなく、第6項は事務処理上の軽微な手続き的瑕疵を意味するものである。

第2 被告の主張の根拠が瓦解したこと

- 1 被告は、不正に関する摘示事実について、その真実性ないし真実相当性の根拠として、板橋区による原告に対する懲戒処分がなされたことを挙げ、その懲戒処分に関連する板橋区の調査や議会答弁を根拠として主張しているが、上記のとお

り、懲戒処分が事実の基礎を欠くことは既に明らかであり、被告が真実であると主張してきた根拠はその根底から瓦解したものである。

2 また、被告の表現行為については、一方的に板橋区の主張を鵜呑みにしてきたことがそもそも相当性を欠き許されないものである。

繰り返し主張する通り、板橋区による懲戒処分については、訴訟提起前はもちろん、懲戒処分がなされる以前から、原告ないし原告代理人が、板橋区の認定とは全く異なる事実の経過を資料を示して説明していたのであり、板橋区と原告との間で、事実の認識が鋭く対立している状況が生じていたことは公知の事実であった。

かかる状況においては、区議会議員である被告としては、一方的に板橋区側のみからの聴き取りするのではなく、当然、原告の主張に耳を傾けるべきで、仮に原告の主張に疑義があると考えるのであれば、少なくとも、直接原告ないし原告代理人に対して事実確認のための問い合わせ等を行えたはずである。

ましてや、一個人である原告が板橋区という大きな権力からの違法な懲戒処分という権利侵害を訴えているのにも拘わらず、その声を一顧だにせず、専ら板橋区の主張によって立ち、原告を標的にする表現行為をインターネット上で広く展開するというのは、市民の代表者である区議会議員という地位を得ている者として決して許されないものと言わざるを得ない。

したがって、当然ながら、被告が板橋区の主張を信じたことをもって真実相当性があるとは、到底、認められないものである。

以上